

平成 30 年 6 月 吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークション仙台(株)
アライオートオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 向暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、平成 30 年 7 月 1 日より下記の通り、弊社会員規約につきまして改定をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

平成 30 年 7 月 1 日

内 容

【規約改定】

1. 第一章 総 則 第1条(目 的) の改定
2. 第二章 会 員 第8条(会員登録)第1項(1)号「C・F・G」及び
(2)号「C・G」の改定
3. 第三章 オークションの基本的な仕組み 第1項の改定
4. 第四章 会員の権利義務 第 23 条(損害賠償)の改定
5. 第六章 手数料 第 25 条(手数料) 「各会場手数料」より、アライAA小山
農業機械手数料及びアライAA仙台 4W手数料、(注)書きの改定
6. 第九章 書 類 第 34 条(名義変更と抹消依頼) 第4項の改定
7. 第九章 書 類 第 35 条(名義変更の罰則・その他の罰則) 第2項の改定
8. 第九章 書 類 第 37 条(自動車税) 第2項及び第4項の改定
9. 第九章 書 類 第 38 条(クレーム細目) 8.差替ペナルティ及び
16.自動車税の再精算の改定
10. 第十一章の〔I〕 検査規程 第4条(落札による車両確認) 第2項の改定

11. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第1条(目的)の改定
12. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第2条(方法) 第1項の改定
13. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)冒頭文の改定
14. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)第8項及び第9項の改定
15. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象)第2項の改定
16. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)
軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細則事項及びトラック専用
細則事項より『クレーム対象の有無&期間』枠の於ける期間文言の改定
17. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)
軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細則事項 内装⑥の削除
18. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)
軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細則事項
機構枠⑫ 「特殊マフラー・低減マフラー」の新設
19. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)
誤記入「㉗車体色の書き間違い」備考内容の改定
20. 第十二章 契約の解除 第45条(重大な瑕疵と契約解除) 第1項の改定
21. 第十二章 契約の解除 第46条(通常の瑕疵と契約解除) 第1項の改定
22. 第十二章 契約の解除 第47条(アライAAによる契約解除)の改定
23. 第十二章 契約の解除 第51条(アライAAによる解除等)の新設
24. 第十三章 紛争の処理 第51条(紛争の処理)の改定

1. 第一章 総則 第1条(目的)の改定

《現在の規約》

当規約は、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車のオートオークションが公正に運営されることによって、第二章に定める会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として、本規定を以下のとおり定めるものとします(アライ建機オークションは別途規約)。

↓

《改定後の規約》

当規約は、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社が主催する中古自動車・中古自動二輪車のオートオークションに関し、荒井商事株式会社及びアライオートオークション仙台株式会社と会員との間の権利義務等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として、本規定を以下のとおり定めるものとします(アライ建機オークションは別途規約)。

2. 第二章 会 員 第8条(会員登録) 第1項 (1)号「C・F・G」及び(2)号「C・G」の改定

《第1項(1)号「C・F・G」現在の規約》

- (1) 会社法人の場合は、
- C. 古物商許可証の写し
 - F. 会社登記簿謄本、会社印鑑証明
 - G. 代表者個人の印鑑証明

↓

《改定後の規約》

- (1) 会社法人の場合は、
- C. 古物商許可証のコピー
 - F. 会社登記簿謄本、会社印鑑証明書
 - G. 代表者個人の印鑑証明書

《第1項(2)号「C・G」現在の規約》

- (2) 個人事業主の場合は、
- C. 古物商許可証の写し
 - G. 代表者個人の住民票、印鑑証明

↓

《改定後の規約》

- (2) 個人事業主の場合は、
- C. 古物商許可証のコピー
 - G. 代表者個人の住民票、印鑑証明書

3. 第三章 オークションの基本的な仕組み 第1項の改定

《現在の規約》

- 1 アライAAが開催するオークションに会員登録をした参加者が出品または応札による参加をし、中古車の売買を行いません。この時アライAAは、中古車売買の仲介を行うと共に、売買契約に基づく義務履行を仲立ちします。

↓

《改定後の規約》

- 1 アライAAが開催するオークションに、会員登録をした参加者が、出品または応札による参加をし、中古車の売買を行いません。売買契約は、出品者を売主、落札者を買主として成立し、アライAAは、同契約上の義務履行の仲立ちを行います。

4. 第四章 会員の権利義務 第23条(損害賠償)の改定

《現在の規約》

開催にあたる搬入から搬出までの間、盗難及び損傷はアライAAが保証します。但し、その期間内においても以下の各号については対象とはしないものとします。



《改定後の規約》

開催にあたる搬入から搬出までの間、盗難及び損傷はアライAAが保証します。但し、その期間内においても以下の各号については対象とはしないものとします。また、損害賠償の解決については、損害箇所の見積書、写真等の提出によりアライAAの判断にて行います。但し、アライAAは、修理期間中及びその期間の遺失利益は負担しないものとします。

5. 第六章 手数料 第25条(手数料)「各会場手数料」

アライAA小山 農業機械手数料及びアライAA仙台 4W手数料、(注)書きの改定

《アライAA小山 農業機械手数料、現在の規約》

アライAA小山 農業機械手数料

価格帯	出品料	成約料	落札料
100,000円未満	4,000円	11,000円	11,000円
100,000円～500,000円未満	8,000円	13,000円	13,000円
500,000円～1,000,000円未満	12,000円	15,000円	15,000円
1,000,000円以上	16,000円	17,000円	17,000円

◆出品料は、希望価格により自動算出となります。

※希望価格未記入または価格調整時に希望価格外した場合(99,999設定)は、MAX値の16,000円とします。

◆成約料&落札料は、落札金額により自動算出となります。



《改定後の規約》

アライAA小山 農業機械手数料

価格帯	出品料	成約料	落札料	
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員
100,000円未満	4,000円	11,000円	11,000円	20,000円
100,000円～500,000円未満	8,000円	13,000円	13,000円	
500,000円～1,000,000円未満	12,000円	15,000円	15,000円	
1,000,000円以上	16,000円	17,000円	17,000円	
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額	
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス	
逆商談手数料	上記同額			

◆出品料は、希望価格により自動算出となります。

※希望価格未記入または価格調整時に希望価格外した場合(99,999設定)は、MAX値の16,000円とします。

◆成約料&落札料は、落札金額により自動算出となります。

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

《アライAA仙台 4W手数料 現在の規約》

アライAA仙台4W手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
普通車・小型・中型 I [現状・農機・産機含む]	6,000円	7,000円	7,000円	12,000円	15,000円
中型 II [現状・農機・産機含む]	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	18,000円
大型 [現状・農機・産機含む]	15,000円	15,000円	15,000円	20,000円	23,000円
特大 [現状・農機・産機含む]	20,000円	30,000円	30,000円	35,000円	38,000円
当日出品	上記に1,000円プラス		上記同額		
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額		
商談手数料	上記同額		10,000円	上記に5,000円プラス	
逆商談手数料	10,000円	10,000円	上記同額		

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

(注3)VT大型の商談手数料は落札料と同額の15,000円となり、VT特大の商談手数料も落札料と同額の30,000円となります。(ライブ会員商談除く)



《改定後の規約》

アライAA仙台4W手数料

料金区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
普通車・小型・中型 I [現状・農機・産機含む]	6,000円	7,000円	7,000円	12,000円	15,000円
中型 II [現状・農機・産機含む]	10,000円	10,000円	10,000円	15,000円	18,000円
大型 [現状・農機・産機含む]	15,000円	15,000円	15,000円	20,000円	23,000円
特大 [現状・農機・産機含む]	20,000円	30,000円	30,000円	35,000円	38,000円
当日出品	上記に1,000円プラス		上記同額		
記念AA	上記に1,000円プラス		上記同額		
商談手数料	上記同額		10,000円	上記に5,000円プラス	
逆商談手数料	10,000円	10,000円	上記同額		

(注1)ライブプレミアム会員・ライブレギュラー会員で、アライAA未入会の場合は、出品できません。

(注2)ライブ落札手数料に関しては、記念AAのプラスはございません。

(注3)中型II、大型、特大「現状・産業機械含む」の商談手数料は各クラスの落札料と同額。記念AAでは1,000円プラスとなります。(ライブ会員商談除く)

(注4)中型II、大型、特大「現状・産業機械含む」の逆商談手数料は各クラスの出品・成約料にプラス3,000円となります。記念AAでは1,000円プラスとなります。

6. 第九章 書類 第34条(名義変更と抹消依頼) 第4項の改定

《現在の規約》

- 4 落札者は名義変更完了後、車検証等の写しをオークション開催月の翌々月5日(アライAA休館日は翌日)までに提出するものとします。



《改定後の規約》

- 4 落札者は、名義変更完了後、車検証等のコピーをオークション開催月の翌々月5日(アライAA休館日は翌日)までに提出するものとします。

7. 第九章 書類 第35条(名義変更の罰則・その他の罰則) 第2項の改定

《現在の規約》

- 2 名義変更完了後、車検証等の写しを提出できない場合、または登録番号、車体番号等が不鮮明なものは、アライAAにおいて登録事項証明書を取り寄せるものとし、落札者に手数料 3,000 円を請求するものとし、



《改定後の規約》

- 2 名義変更完了後、車検証等のコピーを提出できない場合または提出されたコピーの登録番号、車体番号等が不鮮明なものは、アライAAにおいて登録事項証明書を取り寄せるものとし、落札者に手数料 3,000 円を請求するものとし、

8. 第九章 書類 第37条(自動車税) 第2項及び第4項の改定

《第2項 現在の規約》

- 2 軽自動車の自動車税は名義変更保証金(15,000 円)として落札者より預かり、名義変更後の車検証等の写しを提出することにより精算します。



《改定後の規約》

- 2 軽自動車の自動車税は名義変更保証金(15,000 円)として落札者より預かり、名義変更後の車検証等のコピーを提出することにより精算します。

《第4項 現在の規約》

- 4 落札者が名義変更後、同年度内に抹消登録をした場合は、抹消した日から5日以内(午後5時まで)に当該開催事務局に連絡し、車検証等の写しを提出したものに限り、自動車税を再精算します。



《改定後の規約》

- 4 落札者が名義変更後、同年度内に抹消登録をした場合は、抹消した日から5日以内(17時まで)に当該オークション開催事務局に連絡し、車検証等のコピーを提出したものに限り、自動車税を再精算します。

9. 第九章 書類 第38条(クレーム細目) 8.差替ペナルティ及び 16.自動車税の再精算の改定

《8.差替ペナルティ 現在の規約》

8. 差替ペナルティ	a. 印鑑証明	50,000円
	b. 委任状・譲渡証	各30,000円
	c. 申請依頼書・OCR等	各10,000円
	d. 委任状・譲渡証の書き損じ	各10,000円



《改定後の規約》

8. 差替ペナルティ	a. 印鑑証明書	50,000円
	b. 委任状・譲渡証明書	各30,000円
	c. 申請依頼書・OCR等	各10,000円
	d. 委任状・譲渡証明書の書き損じ	各10,000円

《16.自動車税の再精算 現在の規約》

16. 自動車税の再精算	○名義変更後抹消を行った場合、5日以内に連絡の上(午後5時迄)、車検証等の写しが当該開催事務局に到着したものに限り、再精算できるものとします。
--------------	---



《改定後の規約》

16. 自動車税の再精算	○名義変更後抹消を行った場合、5日以内に連絡の上(17時迄)、車検証等のコピーが当該開催事務局に到着したものに限り、再精算できるものとします。
--------------	---

10. 第十一章の〔I〕 検査規程 第4条(落札による車両確認義務) 第2項の改定

《現在の規約》

- 2 落札者は、落札後、速やかに現車と車両状態説明との再確認を行わなければなりません。その際、車両状態説明と現車に相違がある場合は、クレーム申告期限内にアライAAに申し出をしなければならぬものとします。クレーム申告期限については別途クレーム処理細目事項で定めるものとします。



《改定後の規約》

- 2 落札者は、落札後、速やかに現車と車両状態説明との再確認を行わなければなりません。その際、車両状態説明と現車に相違がある場合は、クレーム申立期限内にアライAAに申し出をしなければならぬものとします。クレーム申立期限については、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めるものとします。

11. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第1条(目的)の改定

《現在の規約》

本規程は、アライAAが主催するオートオークションに出品される出品車の商品から生じる品質問題について、これを建設的に解決し、オークションの公正性と秩序の維持をはかることを目的とします。また、本規程はアライAAに参加した会員におけるクレームの処理について定めるものとします。



《改定後の規約》

本規程は、アライAAが主催するオートオークションで、成立した中古自動車の売買契約に伴い生じた紛争を、迅速かつ適正、そして建設的に解決し、オークションの公正性と秩序の維持をはかることを目的とします。また、本規程は、アライAAに参加した会員における、クレームの処理について定めるものとします。

12. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第2条(方法) 第1項の改定

《現在の規約》

1 発生した問題の解決にあたっては、出品者、落札者双方とも本規程に基づき前向きな理解と協力によることを第一とします。



《改定後の規約》

1 発生した問題の解決にあたっては、売買契約の当事者である会員が、アライAAによるクレーム裁定に従い、相互理解と協力により円満な解決を図ることを第一とします。

13. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準)冒頭文の改定

《現在の規約》

クレーム及びトラブルの対象事項は以下のとおりとし、クレームの処理は出品車両相応の価格値引・部品供給をもって解決することを基本とします。但し、価格値引・部品供給による解決ができなかった場合は、売買契約の解除をもって解決するものとします。また、部品の供給については、中古部品の供給を基本とし、価格値引をする場合は、成約車両の価格をもとにアライAAが決定をします。

但し、当該車の欠陥または違法部分等を落札以前に知り、これを承知し、落札されたものはクレーム対象外とし、アライAAの判断で当該会員に対し取引制限を行う場合があります。



《改定後の規約》

クレーム申立については、必ずアライAAを介して行うものとし、落札者がアライAAに対しクレームを申立し、その旨をアライAAを通じて出品者に通知されたときは、その通知をもって、クレームの申立の主旨に従い、落札者から出品者に対し売買契約の解除、価格値引、部品供給(中古部品の供給を基本とします)の意思表示があったものとみなされます。尚、クレーム及びトラブルの対象事項は以下のとおりとしますが、当該車両の欠陥、または違法部分等を落札以前に知り、これを承知し、落札されたものはクレーム対象外とし、アライAAの判断で当該会員に対し取引制限を行う場合があります。

クレームの処理は、価格値引、部品供給をもって解決することを基本とします。但し、価格値引・部品供給による解決ができなかった場合は、売買契約の解除をもって解決するものとし、価格値引をする場合は、成約車両の価格をもとにアライAAが決定をします。

14. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第3条(処理基準) 第8項及び第9項の改定

《第8項、現在の規約》

- 8 クレーム等の有効期限は開催日当日(含む)より軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合4日以内、トラックの場合5日以内で軽自動車・小型自動車・普通自動車・トラック共に午後5時までの受付とします。但し、期間内の日曜は除きます。受付最終日がアライAA休館日の場合は翌日までとします。また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合はこの限りではありません。上記以外でのクレームに関する期限に関しては、クレーム処理細目に準じます。アライAAが定める遠隔地によるクレーム期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム期限内にアライAA事務局への事前連絡を必要とします。また、対象地域はアライAA会場毎に定めた地域とし、軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合4日プラス2日、トラックの場合5日プラス2日の午後5時までとします。(遠隔地対応地域表 別紙あり)

↓

《改定後の規約》

- 8 クレーム等の申立期限は、軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合、オークション開催日から日曜日を除いた4日以内、中型以上のトラック・バスの場合は、オークション開催日から日曜日を除いた5日以内で、期限最終日の17時までとします。但し、申立期限最終日がアライAA休館日の場合は、翌日の17時までとします。また、アライAAが認めた特殊事情(遠隔地・災害上の問題等)の場合は、この限りではありません。上記以外でのクレームに関する申立期限に関しては、本規約及び本規約内のクレーム処理細目に定めます。尚、アライAAが定める遠隔地によるクレーム申立期限延長とは、搬出期限内の搬出及びクレーム申立期限内にアライAA事務局への事前連絡を必要とします。また、対象地域は、アライAA会場毎に定めた地域とし、軽自動車・小型自動車・普通自動車、中型以上のトラック・バス共に、各クレーム申立期限からプラス2日間とし期限最終日の17時までとします。(遠隔地対応地域表 別紙あり)

《第9項、現在の規約》

- 9 書類等での確認を要するクレームの受付有効期限はアライAA発送日を起点とし、有効期限内の日曜、祭日を含む午後5時までの受付とします。その他のクレーム受付有効期限は、開催日当日より日曜日を除く有効期限内とし、午後5時までの受付とします。また、受付最終日がアライAA休館日の場合は翌日の午後5時までとします。



《改定後の規約》

- 9 書類等での確認を要するクレームの申立期限は、アライAA発送日を起点とし、申立期限内の日曜、祭日を含む期限最終日の17時までとします。その他のクレーム申立期限は、オークション開催日より日曜日を除いた期限とし、期限最終日の17時までとします。また、期限最終日がアライAA休館日の場合は、翌日の17時までとします。

15. 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第5条(非クレーム対象) 第2項の改定

《現在の規約》

- 2 クレーム申請中に出品者への了解を得ることなく加修・修理をしたとき。



- 2 落札者が、クレーム申立中及び申立後に、アライAAの了解を得ることなく加修・修理をしたとき。
(キャンセル時、車両を落札した際の状態に戻せない場合も含む。但し、最終的判断は、アライAAが行うものとします。)

**16. 第十一章の〔II〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)
軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項及びトラック専用細目事項より
『クレーム対象の有無&期間』枠に於ける期間文言の改定**

《現在の規約》

クレーム対象の有無&期間

クレーム内容	クレーム対象の有無&期間						備考



《改定後の規約》

クレーム対象の有無&申立期間

クレーム内容	クレーム対象の有無&申立期間						備考

17. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項 内装枠⑥の削除

《現在の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
内装	⑥社外品の取り外し自由な場合(ナビCD盤等も含む)・ハンドル緩み	—	当日	—	当日	*	—	部品支給を基本とし値引きの場合は相応額とする 左記事項は重要保安部品を除

↓

《改定後の規約》

【 削除 】

18. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項 機構枠⑫として

「特殊マフラー、低減マフラー」を新設 ⑫の「エアバッグの欠品、不良」を⑬に改定

《現在の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
機構	⑫エアバッグの欠品、不良	4日						

↓

《改定後の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&申立期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
機構	⑫ 特殊マフラー・低減マフラー		4日		4日	4日		新車登録より6年未満及び走行10万キロ未満
	⑬エアバッグの欠品、不良	4日						

19. 第十一章の〔Ⅱ〕 裁定(クレーム)規程 第7条(クレーム処理細則)

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項 誤記入「㊦車体色の書き間違い」
備考内容の改定

《現在の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
誤記入	㊦車体色の書き間違い	—	当日	—	—	*	—	キャンセル時ノーペナルティ又はアライAA判断とします。但し、適合カーNo. の記入のある場合はクレーム対象外

↓

《改定後の規約》

軽自動車・小型自動車・普通自動車 クレーム処理細目事項

クレーム内容		クレーム対象の有無&期間						備考
		低価格車	一般車	修復車	輸入車	外部落札	商談	
誤記入	㊦車体色の書き間違い	—	当日	—	—	*	—	キャンセル時ノーペナルティ 但し、適合カーNo. の記入のある場合はクレーム対象外。 悪質なものはアライAA判断とします。

20. 第十二章 契約の解除 第45条(重大な瑕疵と契約解除) 第1項の改定

《現在の規約》

- 1 落札車両について以下の各号の1つに該当する事由が存する場合には、落札者はそれぞれの項目に定められた日数内に該当する事由をアライAAに申告をするとともに、アライAAが落札者からの申告を認めた場合に限り売買契約を解除することができるものとします。尚、落札車両が、差押え車、盗難車、抵当権設定車(解除不能)、犯罪関与車などの所有権移転に法的問題のある車両であった場合、契約解除として、出品者に車両が返還されない場合でも車両代金、実費を支払うものとします。
尚、法的に問題がある車両のクレーム期限は無期限とします(ペナルティの対象となります)。

↓

《改定後の規約》

- 1 落札車両について、以下の各号の1つに該当する事由が存する場合には、落札者は、それぞれの項目に定められた日数内に該当する事由をアライAAに申立をするとともに、アライAAが、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとします。尚、落札車両が、差押え車、盗難車、抵当権設定車(解除不能)、犯罪関与車などの所有権移転に法的問題のある車両であった場合、契約解除をして、出品者に車両が返還されない場合でも、出品者は、車両代金、実費を支払うものとします。尚、法的に問題がある車両のクレーム期限は無期限とします(ペナルティの対象となります)。

21. 第十二章 契約の解除 第46条(通常の瑕疵と契約解除) 第1項の改定

《現在の規約》

- 1 落札車両に前条以外の隠れたる瑕疵が存したとき、または、出品票の記載事項と成約車両の品質が重要な部分において相違するときは、落札者は軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合ではオークション開催日から日曜日を除く4日以内、中型以上のトラック・バス車両の場合では5日以内に相違する内容をアライAAに申告をするとともに、アライAAが落札者からの申告内容を認めた場合に限り、売買契約の解除または、売買代金減額の請求をすることができるものとします。



《改定後の規約》

- 1 落札車両に、前条以外の隠れたる瑕疵が存したとき、または出品票の記載事項と成約車両の品質が重要な部分において相違するときは、落札者は、軽自動車・小型自動車・普通自動車の場合は、オークション開催日から日曜日を除く4日以内、中型以上のトラック・バス車両の場合は、オークション開催日から日曜日を除く5日以内に相違する内容をアライAAに申立をするとともに、アライAAが、落札者からの申立内容を認めた場合に限り、売買契約の解除、または売買代金減額の請求をすることができるものとします。

22. 第十二章 契約の解除 第47条(アライAAによる契約解除)の改定

《現在の規約》

第47条(アライAAによる契約解除)



《改定後の規約》

第47条(オークション取引として適当でない場合の解除)

23. 第十二章 契約の解除 第51条(アライAAによる解除等)の新設 及び現51条以下の繰下げ

《第51条の新設》

アライAAは、出品者と落札者との間で成立した売買契約に、瑕疵その他の解除原因、代金減額原因がある場合(第47条に基づきアライAA固有の解除権が発生する場を除きます。)、落札者から買主たる地位を承継して自ら売買契約を解除、代金減額請求等を行うことができるものとします。この場合、アライAAの解除権、代金減額請求等の行使期限は、瑕疵の状況その他の具体的な状況に鑑み、落札者が瑕疵を知ってから1年を上限として、アライAAがその裁量で決することができるものとします。

※現在の51条以下を52条以下へ繰り下げ

24. 第十三章 紛争の処理 第51条(紛争の処理)の改定

《現在の規約》

第51条(紛争の処理)

本規約に関して会員間に生じた争いについては、アライAAにその判断を仰ぐことができ、その場合、当事者双方はアライAAの判断に無条件で従うものとします。



《改定後の規約》

第52条(紛争の処理)

オークションの運営及び本規約に関して会員間に生じた争いについては、アライAAが、公正かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことができるものとします。その場合、当事者双方は、アライAAの判断に無条件で従うものとします。

以上

